

農研機構の研究予算に対する「ガバナンスの徹底強化」 ～抜本的に研究費の不正使用等防止対策を見直し、実行～

【基本的な対応方針】

- 近年、研究機関における公的研究費の大規模な不正使用事案が他省・他機関で発生している中で、農研機構でも、本年、生研支援センターが資金配分を行う研究開発事業において、経理不正等の事案が連続して発覚している。また、過去には事業実施の中で、自ら不正経理事案を発生させた。
- こうした中で、政府全体の取組としても、研究機関の公的研究費の管理を高度化させることとしていることから、令和3年度から執行予定の文部科学省及び農林水産省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」(実施基準)の改正の主要な不正防止対策強化の柱である、①ガバナンスの強化、②意識改革、③不正防止システムの強化について、以下のとおり、抜本的な対策を強化する。
- 農研機構の果たしている機能に着目し、資金配分機関としての取組、事業実施機関としての取組を充実させ、他省・他機関での取組についての聞取調査の成果を踏まえ、霞ヶ関でも最高水準のコンプライアンス確保等の取組の実現を目指す。

【事業実施機関として、これまでの取組に加えて実施する新たな取組】

※アンダーラインは農研機構が研究プロジェクトの代表機関として対応する取組 (スマート農業実証プロジェクトを含む)

1. ガバナンスの強化

- ① **理事長**：研究費等不正根絶に向けた「**決意表明**」を**全役職員**及び農研機構が代表機関（事業実施機関）であるコンソーシアムの**構成員に明示**。
- ② **役員会**：研究費等不正防止対策の実施状況やその効果等を**役員会の審議事項**とし、監事又は監査室から監査報告。
- ③ **統括管理責任者**：「研究費の不正使用等防止計画」の実行を管理本部の**重要目標として位置付け実行**。
- ④ **監事**：「研究費の不正使用等防止計画」及びその実行状況への**監査**と、**監査結果の計画への反映**を理事長へ**提言**。

2. 意識改革

- ① **統括管理責任者**：全役職員を対象とした**コンプライアンス教育等の啓発活動**等の具体的な**計画の策定・実施**。実施状況を理事長へ報告。
- ② **リスク管理部、外部資金課**：農研機構独自教材を改定し「**全役職員**」を対象に**実施**。コンソーシアムの構成員に、e-ラーニングの受講を義務付けと誓約書の提出を義務化。
- ③ **監査室**：監事監査、内部監査及び**モニタリング結果**を啓発活動に反映。

3. 不正防止システムの強化

- ① **監事、監査室、会計監査人**：**監事、監査室、会計監査人の連携の明確化**、定期的な**意見交換の実施**等を行い、不正防止システムの**チェック機能を強化**するとともに、監事より理事長へ**改善策を提言**。
- ② **外部資金課、リスク管理部、監査室**：**モニタリング・内部監査の強化**。
- ③ **外部資金課**：コンソーシアムの構成員に対して実施する**現地経理調査件数を倍増**（令和2年度100件→令和3年度200件以上）
- ④ **外部資金課**：コンソーシアムの構成員に、「ガバナンスの強化」、「意識改革」、「不正防止システムの強化」を**指導**し、公的研究費の**適正な執行への意識向上と執行ルールを浸透**。
- ⑤ **外部資金課**：コンソーシアムの構成員に、農研機構の研究費の**不正等の受付窓口を周知**。

4. 「研究費の不正使用等防止計画」の抜本的な見直し

ガバナンスの強化、意識改革、不正防止システムの強化を踏まえ、「研究費の不正使用等防止計画」を**抜本的に見直す**とともに、中長期目標を受け、**中長期計画にも位置付ける**とともに各事業の**実施要領を改正**。